

入園のご案内

出産で保育が必要となる保護者は、
妊娠期から準備しておきましょう

教育・保育施設とは、0歳から小学校に入学するまでの乳幼児のための施設及び事業です。保護者が必要に応じて施設を選び、必要な手続きを行ってください。



吹田市子育て
応援サイト
すくすく
を活用しよう！

「すくすく」では
保育施設を年齢や時間
帯、エリアなど各種条
件に合わせて絞り込む
ことができます。



1 「どんな施設」があるの？

エリア別幼稚園・認定こども園・保育所・小規模保育事業一覧はP33～44

認可施設

小規模保育事業

公立 私立

0～2歳児対象

定員19人までの施設

事業所内保育事業

私立

0～2歳児対象

事業所の保育施設などで、
従業員の子供と地域の子供を
一緒に保育します。

認可保育所(園)

公立 私立

0～5歳児対象

保護者の就労・疾病などにより、
保育を必要とする子供を
保育する施設。

認定こども園

公立 私立 保育の部・教育の部

0～5歳児対象

保育所(園)と幼稚園の機能・特徴を
併せ持った施設。施設により、
受け入れできる年齢や認定が
異なります。

幼稚園

新制度 私学助成

3～5歳児対象

小学校に入学する前の
教育の基礎をつくり、
幼児期の教育を行います。
基本の保育時間は1日5時間。

その他の保育事業

一時保育事業

詳細はP63をご覧ください。

病児・病後時保育室

詳細はP64をご覧ください。

休日保育

詳細はP64をご覧ください。

子育て短期支援事業

詳細はP64をご覧ください。

地域の助け合い

ファミリー・サポート・センター

詳細はP58をご覧ください。

2 入園に必要な「認定」とは？

入園に必要な「認定」とは？



認定には「教育・保育給付認定」と「施設等利用給付認定」の2つがありますが、必ずしも両方を取得しなければならないとは限らず、どちらか1つの認定で両方の目的を兼ねる場合もあります。いずれの認定も、住民登録があり、居住実態のある市区町村で行います(市外の施設を利用する場合も同様)。

教育・保育給付認定

認可の教育・保育施設を利用するのに必要な認定

市が、認可の教育・保育施設の利用や利用者負担額(保育料)の算定に当たって行う認定。子供の年齢と保育の必要性に応じて3種類に区分される。保育の必要性とは、保護者全員が就労や病気、介護などの理由で保育ができない場合に認められる。

保育の必要性に関しては、
下部「認定項目」をご確認ください。

教育・保育給付認定

1号認定

満3歳～小学校就学前

- 保育の必要性 なし
- 保育の必要量(保育時間) なし
- 申請方法
在園(予定含む)されている施設から案内書類を受け取り、記載されているQRコードからオンライン申請を行ってください。
- 申請時期
(4月から利用希望の場合)
10～11月頃

2号認定

満3歳～小学校就学前

- 保育の必要性 あり
- 保育の必要量(保育時間) 2つに区分
 - ・保育標準時間認定：1日当たり11時間まで
保護者の就労時間等が1月当たり120時間以上の場合
 - ・保育短時間認定：1日当たり8時間まで
保護者の就労時間等が1月当たり64時間以上120時間未満の場合
- 申込先
吹田市保育幼稚園室
- 申請時期(4月から利用希望の場合)
保育所などの利用申請と合わせて(例年前年の10月上旬頃)

3号認定

0歳～2歳

施設等利用給付認定

幼稚園(私学助成)や預かり保育、認可外保育施設等の無償化を受けるのに必要な認定

幼稚園(私学助成)や預かり保育、認可外保育施設等の無償化の給付を受けるための認定。基本的には、満3歳～小学校就学前の子供に適用されるもの(新3号認定を除く)。

保育の必要性に関しては、
下部「認定項目」をご確認ください。

施設等利用給付認定

新1号認定

満3歳～小学校就学前

- 保育の必要性 なし
- 所得 制限なし
- 無償化の対象
幼稚園(私学助成)の
保育料・入園料

- 申請方法 在園(予定含む)されている施設から案内書類を受け取り、記載されているQRコードからオンライン申請を行ってください。
- 申請時期 随時。4月から認定希望の場合は、前年の10～12月頃

※子供と同一世帯の市民税の課税状況で判断されます。(祖父母同居の場合は、祖父母の収入で判断される場合があります。)4～8月の認定は前年度、9～3月の認定は当該年度の市民税の課税状況で判断します。

新2号認定

3歳になった後の最初の
4月1日～小学校就学前

- 保育の必要性 あり
- 所得 制限なし
- 無償化の対象
 - ・幼稚園(私学助成)の保育料・入園料
 - ・幼稚園・認定こども園(教育の部)の預かり保育利用料
 - ・認可外保育施設・ベビーシッターなどの利用料

新3号認定

0歳～3歳になった後の
最初の3月31日まで

- 保育の必要性 あり
- 所得 市民税非課税※

「保育の必要性」認定項目リスト 保育の必要性は、以下のような項目から判断されます。

- ☐ 居宅外で常に仕事(内定含む)、または居宅内で常に家事以外の仕事(自営など)をしている。
- ☐ 妊娠中または出産後間もない。
- ☐ 病気やケガをしている。または、心身に障がいがある。
- ☐ 病気や心身に障がいのある同居の親族(長期間入院などを行っている親族含む)を常に看護・介護している。
- ☐ 火災や風水害、地震などにより居宅を失ったり、損壊されたため、その復旧に当たっている。
- ☐ 求職活動や起業準備を行なっている。
- ☐ 常に職業訓練学校や学校に通学している。

※なお、就労の場合は、1月あたり実働64時間以上であることが必要。就学の場合は、週4日、1日4時間以上就学していることが必要。

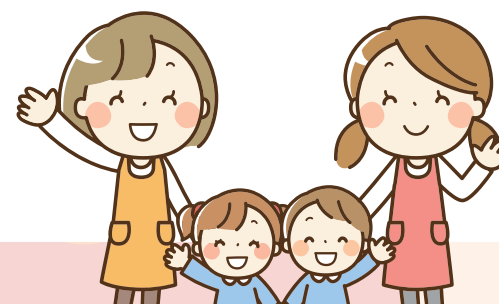


2・3号認定 5～2月入園希望

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
原則、毎月5日締切で申込を受付。入園希望前月の20日ごろまでに内定者に通知します。 例えば、11月入園希望の場合は、10月5日が申込締切。10月20日頃までに内定を通知します。 ※詳細な日程は、吹田市のHPでご確認ください。												



- **多子軽減**：認可保育施設を利用する0～2歳の多子世帯の保育料について、保護者と生計を一にする全ての子をかウントし第2子以降無償
- **副食費免除**：認可保育園・認定こども園・幼稚園(新制度)では、年収360万円未満相当世帯の子供又は、第3子以降の子供(多子軽減のカウント方法を適用)は給食費のうち、副食費を免除
- **副食費補助**：幼稚園(私学助成)では、年収360万円未満相当世帯の子供又は、第3子以降の子供(多子軽減のカウント方法を適用)は給食費のうち副食費を月額5,100円まで補助





5 幼児教育・保育の無償化フローチャート



あなたのお子さまは、どれに当てはまるか、フローチャートでチェックしてみましょう。

※概要を示したものであり、利用状況等により実際の内容と異なる場合があります。 ■：保育の無償化 ■：幼児教育の無償化 ■：対象外

令和8年4月1日現在の年齢は？

※令和8年度中に3歳になり(満3歳)幼稚園・認定こども園教育の部を利用する場合(3歳5歳に進んでください)

0～2歳

利用施設は認可施設ですか？

YES

保育所・認定こども園など
※保育の必要性の認定を受けている

市民税非課税世帯
又は第2子以降の子ですか？

YES

施設の利用料
無料

NO

認可外施設

市民税非課税世帯ですか？

NO

対象外



YES 企業主導型
保育施設ですか？

YES

標準的な利用
料相当額が
軽減

NO

認可外
保育施設・
ベビー
シッター

保育の
必要性の
認定を
受けて
いますか？

NO

対象外

YES

施設利用料
月額
**4.2万円を
上限に給付**

3～5歳

利用施設はどれですか？

保育所・認定こども園(保育の部)
※保育の必要性の認定を受けている

施設の利用料
無料



認可外施設

企業主導型
保育施設ですか？

YES

標準的な利用
料相当額が
軽減

NO

認可外
保育施設・
ベビー
シッター

保育の必要性の
認定を受けて
いますか？

YES

施設利用料
月額
**3.7万円を
上限に給付**

NO

対象外

認定こども園
(教育の部)

施設の利用料 **無料**

幼稚園

新制度移行の
幼稚園ですか？

YES

新制度

施設の利用料 **無料**

NO

私学助成

施設利用料 月額
2.57万円を上限に給付

さらに
保育の必要性の
認定を受けて
いますか？

YES

NO

詳細は
こちらから



吹田市 子育て無償化 Q

お問い合わせは

吹田市児童部保育幼稚園室

吹田市役所低層棟2階

TEL.06-6155-5486 FAX.06-6384-2105

受付時間は平日9時～17時30分



満3歳(市民税非課税世帯のみ)
幼稚園・認定こども園の
預かり保育について
**月額1.63万円と、
450円×利用日数と、
実際の利用料を
比較して
一番低い金額を
上限に給付**

3～5歳
幼稚園・認定こども園の
預かり保育について
**月額1.13万円と、
450円×利用日数と、
実際の利用料を
比較して
一番低い金額を
上限に給付**

預かり
保育の
利用料は
対象外

※令和8年4月時点。令和8年10月に給付上限額が変更されます。詳しくは市HPをご確認ください。